

令和4年 10月 定例教育委員会

日時 令和4年10月25日(火)13:30～
場所 鳥取市役所本庁舎6階 第5会議室

次 第

- 行事報告及び行事予定について [教育総務課] P.2

【審議事項】

- (1) 議案第9号 鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
[中央図書館] P.4

【説明・協議事項】

- (1) 鳥取市学校教育情報化推進計画(案)について [学校教育課] 別冊

【報告事項】

- (1) 公費外定期監査について [教育総務課] P.19
(2) 旧美敷水源地フェスティバル2022の開催について [文化財課] P.20
(3) 体験的学習活動等休業日の市教委各課主催の関連イベントについて [学校教育課] P.22
(4) 学校・児童クラブ等における新型コロナウイルス感染症の対応について [学校教育課] 当日配布
(5) 南中学校制服変更について [学校教育課] 当日配布

【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について
[11月] 令和4年11月29日(火)13:30～ 鳥取市役所本庁舎 6階第4会議室
[12月] 令和4年12月27日(火)13:30～ " 6階第4会議室
(2) 総合教育会議の開催について
令和4年12月2日(金)13:30～ 7階第2委員会室

① 行事報告（9月28日～10月25日）

9月	28	(水)		
	29	(木)	河原町みたき大学第3回講座	河原町コミュニティセンター
	30	(金)		
10月	1	(土)	国史跡梶山古墳壁画一般公開（～2日） 国史跡栃本廃寺跡特別公開	国府町
			展覧会「万葉の四季－藤内雅苑による書の雅－」（～23）	あおや郷土館
			歴史講座「鳥取藩主池田家墓所について」	仁風閣
	2	(日)	健康意識改革講座「麻酔のいろいろについて知る」	仁風閣
	3	(月)	学級づくり研修	各校でのWeb研修
	4	(火)		
	5	(水)	9月議会閉会	
			とっとり出会いの森出張観察会	さじアストロパーク
			新聞の楽しみ方講座	仁風閣
	6	(木)		
	7	(金)		
	8	(土)	歴史講座「仁風閣を建てた池田仲博侯爵とその家族」	仁風閣
	9	(日)	じゃんぐる★じむのおはなし会	用瀬図書館
	10	(月)	歴史ツアー「城下町を歩く」	鳥取市歴史博物館
	11	(火)	鳥取大学地球科学講義	さじアストロパーク
	12	(水)	ちいさいこどものためのわらべうた・秋	中央図書館
	13	(木)		
	14	(金)	道徳教育推進教師研修（全）	各校でのWeb研修
			成人学級一日研修	河原・八頭方面
	15	(土)	「令和の万葉大茶会」2022鳥取大会	因幡万葉歴史館
			歴史講座「山陰線の開通と鉄道唱歌」	仁風閣
	16	(日)	「木星・土星」ユーチューブ生配信（21時15分～21時45分）	さじアストロパーク
			第23回 万葉集朗唱の会	因幡万葉歴史館
			仁風閣寄席	仁風閣
	17	(月)		
18	(火)	青谷町高齢者教室社会見学	鳥取市内	
19	(水)			
20	(木)	中堅教諭等資質向上研修⑤・16年目研修②	各校でのWeb研修	
21	(金)			
22	(土)	おうちだにアカデミー「先人たちの情熱と鼓動を回顧する 旧美敷水源地水道施設復興100周年」	鳥取市歴史博物館	
		鳥取市水道復興100周年展（～11/27）	仁風閣	
23	(日)	ふれあいまつり	用瀬町勤労者体育センター	
24	(月)			
25	(火)	10月定例教育委員会	市役所本庁舎6階第5会議室	

② 行事予定（10月26日～11月29日）

10月	26	(水)		
	27	(木)		
	28	(金)	人権教育主任研修②・教育相談コーディネーター研修②・児童生徒相談員研修②	各校でのWeb研修
			ブック袋でひろがるあなたの世界（～30日）	中央図書館
	29	(土)	本のリサイクル市（～30日）	気高図書館
			hactoコンサート	仁風閣
			因幡・但馬の麒麟獅子舞	仁風閣
	30	(日)	鳥取バロックアンサンブルコンサート	仁風閣
	31	(月)		

11月	1	(火)		
	2	(水)		
	3	(木)	とっとりのお宝おひろめ展 (～12月11日)	鳥取市歴史博物館
			資料にふれる「焼き物」	鳥取市歴史博物館
			美敷水源地復興100周年パネル展	鳥取市歴史博物館
			直前企画「皆既月食学習会」(11/3～11/6)	さじアストロパーク
	4	(金)	第45回河原町文化祭(11/4～11/6)	河原町コミュニティセンター他
			秋の一日図書館員	中央図書館
	5	(土)	市立図書館 開館40周年記念講演会(講師 岩田徹さん)	中央図書館
	6	(日)	オンライン講演会「曽我物語図屏風について」	鳥取市歴史博物館
			鳥取城大手門復元よもやまばなし	仁風閣
			「文字・活字文化の日」記念講演会(講師 桑本みつよしさん)	中央図書館
			町民バレーボール大会	千代南中学校
	7	(月)	ひいな学級一日研修	河原・八頭方面
	8	(火)	郷土史講座	用瀬町民会館
			宇宙ふしぎ探検「皆既月食と天王星食を観察しよう」	さじアストロパーク
			インターネット中継「月食・天王星食」	さじアストロパーク
	9	(水)		
	10	(木)	河原町みたき大学第4回講座(県内研修)	倉吉方面
	11	(金)	河原町女性セミナー第4回講座(県内研修)	大山方面
	12	(土)	祝施設復興100周年旧美敷水源地フェスティバル2022(～13日)	旧美敷水源地水道施設
			おもてなしイベント「クイズラリー」	鳥取市歴史博物館
			マリオネット麒麟獅子舞上演会	仁風閣
	13	(日)	ミュージアムコンサート	鳥取市歴史博物館
			リサイクル古本市	用瀬図書館
	14	(月)		
	15	(火)	青谷町高齢者教室	青谷町総合支所
	16	(水)	みすみ大学	用瀬町総合支所3-1会議室
	17	(木)	外国語教育小中連携研修	会場校でのWeb研修
	18	(金)		
	19	(土)	共催展「第24回鳥取県児童生徒地域地図発表作品展」	鳥取市歴史博物館
			「飛行機や空港を100%楽しむ講座」	仁風閣
			「宇宙なんちゃら こてつくん」プラネタリウム期間限定投影(11/19.20.23.25.26.27.12/3)	さじアストロパーク
	20	(日)	「脳の健康について」	仁風閣
	21	(月)		
	22	(火)		
	23	(水)	はじめてのフラワーアレンジメント	中央図書館
	24	(木)	授業づくり研修②	各校でのWeb研修
	25	(金)		
	26	(土)	名将：吉川経家を語るトークと紙芝居	仁風閣
	27	(日)	歴史ツアー「樗谿を歩く」	鳥取市歴史博物館
			因幡三大地誌入門 因幡民談記、因幡志、鳥府志を学ぶ	仁風閣
			「ヤブウツロ」展小&ヤブウツロトーク 展示「鳥瞰図展～空から見た山陰地方と吉田初三郎」講師：山道俊哉さん	中央図書館
	28	(月)		
	29	(火)	ICTを活用した授業づくり研修	会場校でのWeb研修
			鳥取大学講義「地球科学」	さじアストロパーク
			11月定例教育委員会	市役所本庁舎6階第4会議室

審議事項（１）

定例教育委員会資料	
年月日	令和４年１０月２５日（火）
担当課	中央図書館

鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

１ 改正の目的

電子書籍の貸出しに関する所要の整備を行うことを目的とします。あわせて、所要の改正を行うのです。

２ 改正の内容

電子書籍の貸出しについて、貸出しを受けることができる電子書籍の数量及び貸出期間を定めます。（第１０条関係）あわせて、所要の改正を行うこととします。（第１３条、第１４条関係。第２２条を第２３条とし、第１５条から第２１条までを１条ずつ繰り下げる。第１２条を第１３条とし、第１１条を第１２条とし、第１０条を第１１条とする。）

３ この規則は、令和４年１２月１日から施行することとします。

議案第9号

鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

令和4年10月25日提出

鳥取市教育委員会
教育長 尾室高志

鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年鳥取市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第22条を第23条とし、第15条から第21条までを1条ずつ繰り下げる。

第14条中「利用申込書（様式第2号）」を「利用申込書（様式第2号）又は団体利用申込書（様式第4号）」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「貸出申込書」を「利用申込書（様式第2号）又は団体利用申込書（様式第4号）」に、「利用申込書（様式第2号）」を「各様式」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（電子書籍の貸出し）

第10条 第8条第4項の規定によりカードの交付を受けた者は、電磁的記録であってインターネットを通じた利用が可能とされたもの（図書館資料と同等の内容を有するものに限る。次項において電子書籍という。）の貸出しを受

けることができる。

- 2 同一人が同時に貸出しを受けることができる電子書籍の数量及び貸出期間は、次のとおりとする。

数量	貸出期間
2点以内	2週間以内。ただし、当該電子書籍について他の利用者の予約がない場合は、貸出期間満了の前日に手続を行うことにより、1回に限り、当該手続の日から起算して2週間延長することができる。

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

提案理由

電子書籍の貸出しに関する所要の整備を行うため。

鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年教育委員会規則第21号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第21号</p> <p>改正 平成17年4月27日教委規則第9号 平成18年6月30日教委規則第14号 平成18年12月1日教委規則第23号 平成20年3月31日教委規則第10号 平成27年3月20日教委規則第8号 平成29年2月28日教委規則第3号 平成30年3月30日教委規則第2号 令和2年6月29日教委規則第11号 令和3年4月1日教委規則第7号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第143号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（休館日及び開館時間）</p> <p>第2条 鳥取市立図書館（以下「図書館」という。）の休館日及び開館</p>	<p>○鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第21号</p> <p>改正 平成17年4月27日教委規則第9号 平成18年6月30日教委規則第14号 平成18年12月1日教委規則第23号 平成20年3月31日教委規則第10号 平成27年3月20日教委規則第8号 平成29年2月28日教委規則第3号 平成30年3月30日教委規則第2号 令和2年6月29日教委規則第11号 令和3年4月1日教委規則第7号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第143号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（休館日及び開館時間）</p> <p>第2条 鳥取市立図書館（以下「図書館」という。）の休館日及び開館</p>

時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 休館日

施設の名称	休館日
鳥取市立中央図書館 鳥取市立用瀬図書館 鳥取市立気高図書館	ア 火曜日 イ 12月29日から翌年の1月3日までの日(アに掲げる日を除く。) ウ 資料整理日(毎月最終の木曜日) エ 特別資料整理期間(毎年1回5日以内)

(2) 開館時間

施設の名称	開館時間
鳥取市立中央図書館	ア 日曜日及び土曜日 午前9時から午後5時まで イ その他の日 午前9時から午後7時まで
鳥取市立用瀬図書館 鳥取市立気高図書館	午前10時から午後6時まで

(本条…一部改正〔平成17年教委規則9号・18年14号〕)

時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 休館日

施設の名称	休館日
鳥取市立中央図書館 鳥取市立用瀬図書館 鳥取市立気高図書館	ア 火曜日 イ 12月29日から翌年の1月3日までの日(アに掲げる日を除く。) ウ 資料整理日(毎月最終の木曜日) エ 特別資料整理期間(毎年1回5日以内)

(2) 開館時間

施設の名称	開館時間
鳥取市立中央図書館	ア 日曜日及び土曜日 午前9時から午後5時まで イ その他の日 午前9時から午後7時まで
鳥取市立用瀬図書館 鳥取市立気高図書館	午前10時から午後6時まで

(本条…一部改正〔平成17年教委規則9号・18年14号〕)

23号・20年10号・27年8号]

(職員)

第3条 図書館に館長、司書その他の職員を置く。

2 鳥取市立中央図書館長（以下「中央図書館長」という。）は、教育長の命を受けて所管事務を管理し、所属職員を指揮監督する。

3 中央図書館長以外の館長は、中央図書館長の命を受けて所管事務を管理し、所属職員を指揮監督する。

4 館長以外の職員は、上司の命を受けて分担事務に従事する。

(図書館資料の利用)

第4条 図書館資料（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）を利用する者は、館長の指示に従わなければならない。

(本条…一部改正〔令和2年教委規則11号〕)

(館内利用)

第5条 図書館内で図書館資料を利用しようとする者は、館長が別に定める場所において利用しなければならない。

(複製)

第6条 条例第5条第1項の規定により教育委員会の承認を受けようとする者は、複写申込書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

(個人貸出し)

23号・20年10号・27年8号]

(職員)

第3条 図書館に館長、司書その他の職員を置く。

2 鳥取市立中央図書館長（以下「中央図書館長」という。）は、教育長の命を受けて所管事務を管理し、所属職員を指揮監督する。

3 中央図書館長以外の館長は、中央図書館長の命を受けて所管事務を管理し、所属職員を指揮監督する。

4 館長以外の職員は、上司の命を受けて分担事務に従事する。

(図書館資料の利用)

第4条 図書館資料（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）を利用する者は、館長の指示に従わなければならない。

(本条…一部改正〔令和2年教委規則11号〕)

(館内利用)

第5条 図書館内で図書館資料を利用しようとする者は、館長が別に定める場所において利用しなければならない。

(複製)

第6条 条例第5条第1項の規定により教育委員会の承認を受けようとする者は、複写申込書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

(個人貸出し)

第7条 図書館資料は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、個人貸出しを行うことができる。

- (1) 本市に居住する者
- (2) 本市に通勤し、又は通学する者
- (3) 本市と因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結した地方公共団体の区域内に居住する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、中央図書館長が特に認める者
(本条…全部改正〔平成30年教委規則2号〕)

(個人貸出しの申込み)

第8条 個人貸出しを受けようとする者(以下「個人貸出申込者」という。)は、利用申込書(様式第2号)を館長に提出するとともに、その身元を確実に証明する書類を提示しなければならない。

- 2 個人貸出申込者は、前項に規定する身元を確実に証明する書類を提示することができないときは、その身元を証明する者を1人立てなければならない。
- 3 個人貸出申込者の身元を証明する者は、市内に居住する成人又はその者が在学する学校の教員とする。
- 4 館長は、第1項に規定する申込書等が適当であると認めたときは、鳥取市立図書館貸出カード(様式第3号。以下「カード」という。)を交付する。

(1項…一部改正〔平成27年教委規則8号〕、1・2項…一

第7条 図書館資料は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、個人貸出しを行うことができる。

- (1) 本市に居住する者
- (2) 本市に通勤し、又は通学する者
- (3) 本市と因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結した地方公共団体の区域内に居住する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、中央図書館長が特に認める者
(本条…全部改正〔平成30年教委規則2号〕)

(個人貸出しの申込み)

第8条 個人貸出しを受けようとする者(以下「個人貸出申込者」という。)は、利用申込書(様式第2号)を館長に提出するとともに、その身元を確実に証明する書類を提示しなければならない。

- 2 個人貸出申込者は、前項に規定する身元を確実に証明する書類を提示することができないときは、その身元を証明する者を1人立てなければならない。
- 3 個人貸出申込者の身元を証明する者は、市内に居住する成人又はその者が在学する学校の教員とする。
- 4 館長は、第1項に規定する申込書等が適当であると認めたときは、鳥取市立図書館貸出カード(様式第3号。以下「カード」という。)を交付する。

(1項…一部改正〔平成27年教委規則8号〕、1・2項…一

部改正〔令和2年教委規則11号〕)

(個人貸出しの手続等)

第9条 個人貸出しを受けるときは、借りようとする図書館資料にカードを添えて、係員に提出しなければならない。

2 個人貸出しは、同時に1人15冊以内とし、貸出期間は、2週間以内とする。

3 図書館資料を貸出期間の終了後引き続き利用しようとする者は、館長の承認を受けなければならない。この場合において、継続利用は、貸出期間の終了の日から2週間を限度とする。

4 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、個人貸出しの冊数、貸出期間及び継続利用期間を別に指定することができる。

(2項…一部改正〔平成29年教委規則3号〕、2項…一部改正・4項…追加〔令和2年教委規則11号〕)

(電子書籍の貸出し)

第10条 第8条第4項の規定によりカードの交付を受けた者は、電磁的記録であってインターネットを通じた利用が可能とされたもの(図書館資料と同等の内容を有するものに限る。次項において電子書籍という。)の貸出しを受けることができる。

2 同一人が同時に貸出しを受けることができる電子書籍の数量及び貸出期間は、次のとおりとする。

部改正〔令和2年教委規則11号〕)

(個人貸出しの手続等)

第9条 個人貸出しを受けるときは、借りようとする図書館資料にカードを添えて、係員に提出しなければならない。

2 個人貸出しは、同時に1人15冊以内とし、貸出期間は、2週間以内とする。

3 図書館資料を貸出期間の終了後引き続き利用しようとする者は、館長の承認を受けなければならない。この場合において、継続利用は、貸出期間の終了の日から2週間を限度とする。

4 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、個人貸出しの冊数、貸出期間及び継続利用期間を別に指定することができる。

(2項…一部改正〔平成29年教委規則3号〕、2項…一部改正・4項…追加〔令和2年教委規則11号〕)

数量	貸出期間
2点以内	2週間以内。ただし、当該電子書籍について他の利用者の予約がない場合は、貸出期間満了の前日に手続を行うことにより、1回に限り、当該手続の日から起算して2週間延長することができる。

(団体貸出し)

第11条 図書館資料は、市内の社会教育関係団体及び事業所等（以下「団体等」という。）に対し、団体貸出しを行うことができる。

(団体貸出しの申込み)

第12条 団体貸出しを受けようとする団体等の代表者は、団体利用申込書（様式第4号）を館長に提出するとともに、その身元を確実に証明する書類を提示しなければならない。

2 館長は、前項に規定する申込書等が適当であると認めたときは、その団体等を登録し、カードを交付する。

(1項…一部改正〔平成27年教委規則8号・令和2年11号〕)

(団体貸出しの手続等)

第13条 団体貸出しを受けるときは、借りようとする図書館資料にカードを添えて、係員に提出しなければならない。

2 団体貸出しは、同時に50冊以内とし、貸出期間は、6週間以内とする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、その冊数及び期間を別に指定することができる。

(団体貸出し)

第10条 図書館資料は、市内の社会教育関係団体及び事業所等（以下「団体等」という。）に対し、団体貸出しを行うことができる。

(団体貸出しの申込み)

第11条 団体貸出しを受けようとする団体等の代表者は、団体利用申込書（様式第4号）を館長に提出するとともに、その身元を確実に証明する書類を提示しなければならない。

2 館長は、前項に規定する申込書等が適当であると認めたときは、その団体等を登録し、カードを交付する。

(1項…一部改正〔平成27年教委規則8号・令和2年11号〕)

(団体貸出しの手続等)

第12条 団体貸出しを受けるときは、借りようとする図書館資料にカードを添えて、係員に提出しなければならない。

2 団体貸出しは、同時に50冊以内とし、貸出期間は、6週間以内とする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、その冊数及び期間を別に指定することができる。

(変更の届出)

第14条 カードの交付を受けた者は、**利用申込書(様式第2号)** 又は **団体利用申込書(様式第4号)** の記載内容に変更が生じたときは、各 **様式**により、速やかに館長に届け出なければならない。

(本条…一部改正〔平成27年教委規則8号〕)

(紛失の届出等)

第15条 カードの交付を受けた者は、カードを紛失したときは、**利用申込書(様式第2号)** 又は**団体利用申込書(様式第4号)** により、直ちに館長に届け出なければならない。

(本条…一部改正〔平成27年教委規則8号〕)

(カードの転貸等の禁止)

第16条 カードの交付を受けた者は、カードを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 貸与し、若しくは譲渡したカード又は紛失届のあったカードは、無効とする。

3 カードが本人以外の者によって使用され、損害が生じた場合、その責めは、本人に帰属するものとする。

(カードの有効期間)

第17条 カードの有効期間は、発行日から5年間とする。

(貸出しの制限)

第18条 館長は、図書館の運営上館外貸出しを不相当と認める図書館

(変更の届出)

第13条 カードの交付を受けた者は、**貸出申込書**の記載内容に変更が生じたときは、**利用申込書(様式第2号)** により、速やかに館長に届け出なければならない。

(本条…一部改正〔平成27年教委規則8号〕)

(紛失の届出等)

第14条 カードの交付を受けた者は、カードを紛失したときは、**利用申込書(様式第2号)** により、直ちに館長に届け出なければならない。

(本条…一部改正〔平成27年教委規則8号〕)

(カードの転貸等の禁止)

第15条 カードの交付を受けた者は、カードを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 貸与し、若しくは譲渡したカード又は紛失届のあったカードは、無効とする。

3 カードが本人以外の者によって使用され、損害が生じた場合、その責めは、本人に帰属するものとする。

(カードの有効期間)

第16条 カードの有効期間は、発行日から5年間とする。

(貸出しの制限)

第17条 館長は、図書館の運営上館外貸出しを不相当と認める図書館

資料を指定することができる。

- 2 前項の規定により、指定された図書館資料は、図書館内においてのみ利用できるものとする。

(図書館資料の転貸等の禁止)

第19条 図書館資料の貸出しを受けた者は、団体貸出しの場合を除き、貸出しを受けた図書館資料を他人に転貸してはならない。

- 2 図書館資料の貸出しを受けた者は、貸出しを受けた図書館資料を利用して対価を徴収してはならない。

(利用の制限)

第20条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、図書館資料の利用を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 図書館資料を紛失し、又は損傷した者
- (2) 図書館資料を貸出期間内に返却しない者
- (3) その他この規則の規定に違反した者又は図書館資料の管理上支障があると認められる者

(移動図書館車)

第21条 移動図書館車は、市内を巡回し、図書館資料の貸出しその他必要な業務を行う。

- 2 移動図書館車の利用については、第7条から前条までの規定を準用する。ただし、移動図書館車の図書館資料の貸出期間については、次の巡回日までとする。

資料を指定することができる。

- 2 前項の規定により、指定された図書館資料は、図書館内においてのみ利用できるものとする。

(図書館資料の転貸等の禁止)

第18条 図書館資料の貸出しを受けた者は、団体貸出しの場合を除き、貸出しを受けた図書館資料を他人に転貸してはならない。

- 2 図書館資料の貸出しを受けた者は、貸出しを受けた図書館資料を利用して対価を徴収してはならない。

(利用の制限)

第19条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、図書館資料の利用を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 図書館資料を紛失し、又は損傷した者
- (2) 図書館資料を貸出期間内に返却しない者
- (3) その他この規則の規定に違反した者又は図書館資料の管理上支障があると認められる者

(移動図書館車)

第20条 移動図書館車は、市内を巡回し、図書館資料の貸出しその他必要な業務を行う。

- 2 移動図書館車の利用については、第7条から前条までの規定を準用する。ただし、移動図書館車の図書館資料の貸出期間については、次の巡回日までとする。

3 移動図書館車の巡回場所、巡回日及び巡回時間は、毎年度館長が指定する。

(1項…一部改正〔令和2年教委規則11号〕)

(施設、設備、資料等のき損又は滅失の届出)

第22条 図書館の施設、設備、資料等をき損し、又は滅失した者は、直ちにその理由を付して、き損(滅失)届(様式第5号)により教育委員会に届け出なければならない。

(見出・本条…一部改正・旧27条…繰上〔平成17年教委規則9号〕、本条…一部改正〔平成27年教委規則8号〕)

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(旧28条…繰上〔平成17年教委規則9号〕)

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に用瀬町立図書館の管理に関する規則(平成元年用瀬町教育委員会規則第1号)又は気高町立図書館管理運営規則(平成15気高町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によ

3 移動図書館車の巡回場所、巡回日及び巡回時間は、毎年度館長が指定する。

(1項…一部改正〔令和2年教委規則11号〕)

(施設、設備、資料等のき損又は滅失の届出)

第21条 図書館の施設、設備、資料等をき損し、又は滅失した者は、直ちにその理由を付して、き損(滅失)届(様式第5号)により教育委員会に届け出なければならない。

(見出・本条…一部改正・旧27条…繰上〔平成17年教委規則9号〕、本条…一部改正〔平成27年教委規則8号〕)

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(旧28条…繰上〔平成17年教委規則9号〕)

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に用瀬町立図書館の管理に関する規則(平成元年用瀬町教育委員会規則第1号)又は気高町立図書館管理運営規則(平成15気高町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によ

りなされたものとみなす。

(鳥取市民図書館及び鳥取市こども科学館の管理に関する規則の一部改正)

- 3 鳥取市民図書館及び鳥取市こども科学館の管理に関する規則(昭和57年鳥取市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成17年4月27日教委規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により作成され、使用されている鳥取市立図書館貸出カードについては、その有効期間満了の日まで使用することができる。

附 則(平成18年6月30日教委規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により作成され、使用されている鳥取市立図書館貸出カードについては、当分の間、使用することができるもの

りなされたものとみなす。

(鳥取市民図書館及び鳥取市こども科学館の管理に関する規則の一部改正)

- 3 鳥取市民図書館及び鳥取市こども科学館の管理に関する規則(昭和57年鳥取市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成17年4月27日教委規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により作成され、使用されている鳥取市立図書館貸出カードについては、その有効期間満了の日まで使用することができる。

附 則(平成18年6月30日教委規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により作成され、使用されている鳥取市立図書館貸出カードについては、当分の間、使用することができるもの

とする。

附 則（平成18年12月1日教委規則第23号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年12月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により作成され、使用されている鳥取市立図書館貸出カードの様式については、当分の間、使用することができるものとする。

附 則（平成20年3月31日教委規則第10号）
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日教委規則第8号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日以後に、改正後の鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則第8条に規定する個人貸出申込者が、鳥取市立図書館ホームページを利用して館長に利用申込書を提出する場合の様式については、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月28日教委規則第3号）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

とする。

附 則（平成18年12月1日教委規則第23号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年12月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により作成され、使用されている鳥取市立図書館貸出カードの様式については、当分の間、使用することができるものとする。

附 則（平成20年3月31日教委規則第10号）
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日教委規則第8号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日以後に、改正後の鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則第8条に規定する個人貸出申込者が、鳥取市立図書館ホームページを利用して館長に利用申込書を提出する場合の様式については、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月28日教委規則第3号）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日教委規則第2号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月29日教委規則第11号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日教委規則第7号）
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年 月 日教委規則第 号）
この規則は、令和4年12月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

（略）

様式第2号（第8条・第14条・第15条関係）

（略）

様式第3号（第8条関係）

（略）

様式第4号（第12条関係）

（略）

様式第5号（第22条関係）

（略）

附 則（平成30年3月30日教委規則第2号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月29日教委規則第11号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日教委規則第7号）
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

（略）

様式第2号（第8条・第13条・第14条関係）

（略）

様式第3号（第8条関係）

（略）

様式第4号（第11条関係）

（略）

様式第5号（第21条関係）

（略）

10月定例教育委員会 資料	
年月日	令和4年10月25日
担当課	教育総務課

鳥取市立小・中・義務教育学校における公費外会計定期検査の報告について

1 目的

各学校が扱う公費外会計について、鳥取市立小・中・義務教育学校における「公費外会計等取扱要綱」やガイドラインを定め、各学校において適正な事務執行に努めていただいています。あわせて、チェック体制にも万全を期すために、共同学校事務室による相互監査を毎年度実施しているものです。

2 定期検査の概要

期 間：令和4年4月上旬～令和4年5月末日※一部の学校は7月実施

方 法：共同実施組織（中学校区毎）内学校事務職員による相互監査

監査後、相互監査報告書により教育総務課に報告

内 容：チェックシートを使用して以下の点についてチェックを実施

- ①通帳・印鑑が適正に管理されているか
 - ②出納簿と通帳残高が一致するか
 - ③関係帳簿類（出納簿・未納者台帳・支出伺・領収書等）が整っているか
 - ④ガイドラインに沿って適切に処理されているか
- ※校内でのチェック体制が整っているか

3 定期検査の報告について

不正な会計処理は見当たらず、ガイドラインに沿って概ね良好に処理されていることを確認しました。

ただし一部の学校の事務処理において、改善が必要な点が見受けられたため、下記のとおりあらためて周知を行いました。

- 支出伺い、帳簿の整備を適切に行うこと。
- 請求書受領後は速やかに支払処理を行うこと。
- 現金保管での会計処理をなくし、通帳管理すること。
- 通帳払い出し後、すみやかに業者への支払いを済ませること。
- 緊急を要する場合を除き、極力、立て替え払いをなくすること。また、やむを得ず立て替え払いを行った場合は、すみやかに清算すること。
- 領収書の宛名・事由・日付の記入もれに注意すること。
- 支出伺の押印・日付の記入もれ、出納簿の記入漏れ（利息等）に注意すること。
- 入金について収入伺が未作成のところがあり、今後は作成を行うこと。
- 個人のポイントカードは使用しないこと。

報告事項（2）

10月定例教育委員会資料	
年月日	令和4年10月25日
担当課	教育委員会文化財課

旧美歎水源地フェスティバル2022について（水源地復興100周年事業）

本市は、毎秋、鳥取市の近代化に長く貢献してきた国指定重要文化財「旧美歎水源地水道施設」の周知と地域学習及び郷土愛の醸成を目的に、本フェスティバルを開催しています。本年は、水源地復興100周年にあたることから、例年の乗馬トレッキングに加え、美歎ダムへのプロジェクションマッピングの実施、100周年記念ダムカードの配布を行います。

期 日：令和4年11月12日（土）、13日（日）

会 場：国指定重要文化財「旧美歎水源地水道施設」（鳥取市国府町美歎 698-2）

主 催：鳥取市教育委員会、全国近代化遺産活用連絡協議会、独立行政法人日本芸術文化振興会、文化庁

共 催：美歎水源地保存会

内 容：①ダムプロジェクションマッピングショー（11/12-13 18：30～20：30）

水源地復興に際して建設された「美歎ダム」が竣工100周年を迎えたことを記念し、ダムを舞台に鳥取市の近代化を回顧するストーリーを、音と映像で体感できるプロジェクションマッピングショーを行います。復興の象徴とされた「美歎の大瀑布」を最先端デジタル技術で現代によみがえらせます。

※約20分間のコンテンツを6回にわたって繰り返し投影します（後日、オンライン配信予定）

※マッピングのほか、洋風建物とイチョウのライトアップ、ガイドンス施設の夜間開館を実施

②馬で文化遺産めぐり（乗馬トレッキング）（11/13 10：00～15：00）

大正時代の交通手段の一つであった馬にのって、大正時代に建設された文化遺産を散策。施設ガイドの案内で楽しみながら地域の歴史を学びます（10分/回）。今年で4回目の開催を迎え、例年1,000名を超える来場者でにぎわいます。

※このほか、ミニ乗馬、ダム湖ウォーキングツアー、移動図書館、地元物産、飲食ブース出店

③「美歎ダム」100周年記念ダムカードの発行（配布開始11/12 18：00～）

水源地復興100周年を記念して、通常的美歎ダムカードに加え、100周年記念デザインのダムカードを発行し、本フェスティバルより配布を開始します。

※発行枚数1万枚（うち、2,000部はダムの詳細説明を記したA5サイズ「記念台紙付き」）

備 考：いずれも雨天決行、予約不要、入場無料。乗馬トレッキングは当日整理券配布

本フェスティバルは、全国近代化遺産活用連絡協議会と連携し、日本博事業の補助を受け「近代化遺産全国一斉公開2022」イベント（近代水道関連施設プロジェクションマッピング*）の一環として実施するものです。

※プロジェクションマッピングは、本市の他に三重県桑名市「六華苑」（洋館）にて11/22-23に実施予定

祝施設復興
100周年

旧美歎水源地フェスティバル

きゅうみたにすいげんち

2022

近代化遺産全国一斉公開イベント企画



2022.11.13 (Sun) 10:00~15:00

会場 鳥取県鳥取市 国府町美歎(こくふちょうみたに)

国指定重要文化財「旧美歎水源地水道施設」

- 【プログラム】少雨決行・申込不要・体験無料
- ◆ガイド付き乗馬トレッキング 1回10分
整理券配布 (9:30、10:30、12:30、13:30)
 - ◆ミニ乗馬・エサやり体験(順次)
 - ◆ダム湖ウォーキングツアー 2km 90分
受付棟前出発 (11:00、13:00)
 - ◆移動図書館・飲食ブース・地元物産店
etc...

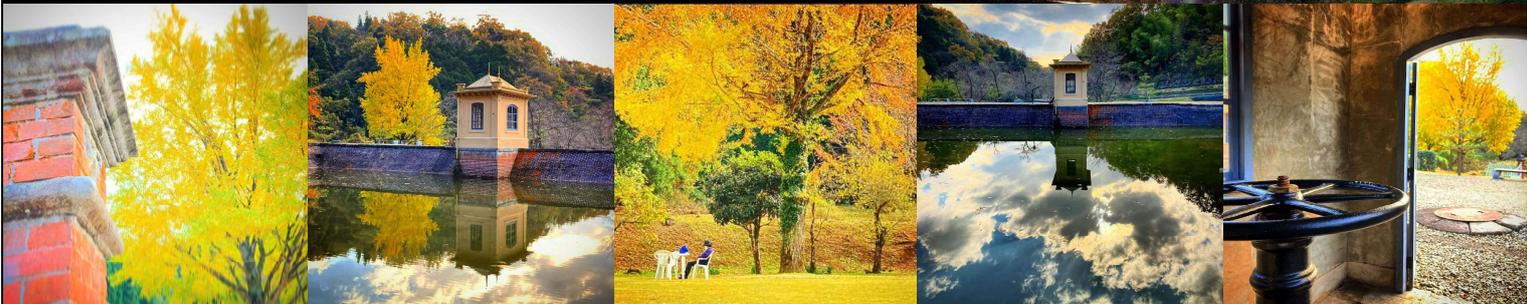
主催| 鳥取市教育委員会、全国近代化遺産活用連絡協議会、独立行政法人日本芸術文化振興会、文化庁 | 共催| 美歎水源地保存会 | 協力| 特定非営利活動法人
ハーモニカレッジ、いなほ国府ガイドクラブ、株式会社一広、鳥取市立図書館、宮下地区公民館、さわだ農産、たこ忠、トリート、鳥取県畜産農業協同組合
【第一種動物取扱業登録証 種別 展示 登録番号 鳥取市指令第3号 登録年月日 平成25年6月7日 有効期限 令和5年6月6日 動物取扱責任者 中野裕道】

【同時開催】DAM Projection Mapping Show

2022.11.12(Sat)-13(Sun) 18:30~20:30

施設復興に際して建設された「美歎ダム」が竣工100周年を迎えたことを祝い、ダムを舞台にプロジェクションマッピングを行います。復興の象徴とされた「美歎の大瀑布」が最先端デジタル技術で現代によみがえります。

※雨天決行、荒天の場合は11/14(月)に延期(後日オンライン配信予定)
※約20分間のコンテンツを6回にわたって繰り返し投影(申込不要・入場無料)



【今年は鳥取市水道復興100周年】台風でダムが決壊した旧美歎水源地水道施設は、日本の技術を結集し大正11年(1922)に復旧しました

鳥取市教育委員会事務局文化財課

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 電話(直通): 0857-30-8422

詳細は
こちら



JAPAN CULTURAL EXPO

心を、うごかさう。
Art Moves Us All.



11月4日(金)体験的学習活動等休業日のイベント紹介



鳥取市教育委員会

子どもたちが家庭や地域で多様な体験活動等を行う機会として本市のイベント等をご活用ください。

11/3(木)	4(金)	5(土)	6(日)	(4連休)
---------	------	------	------	-------

文化の日

体験的学習活動等休業日

ニュースポーツ体験会

日時:令和4年11月4日(金) 9時30分~11時30分
(受付9時~11時)

場所:国府町体育館

内容:ニュースポーツ体験

(モルック、ボッチャ、ディスクゲッター、ラダーゲッターなど)

対象:鳥取市内在住の小学生・中学生・高校生

並びにその保護者

参加料:無料

持ち物等:運動ができる服装、体育館シューズ

《利用方法》

●事前に申込みをする。(電話での口頭申込みで可)

申込締切:10月28日(金)

※当日の飛び込み参加も可能ですが、人数把握のため、可能な限り事前に申込みをお願いします。

問合先:鳥取市教育委員会事務局

生涯学習・スポーツ課スポーツ振興係

TEL:0857-30-8427



カヌー体験会

日時:令和4年11月4日(金)

13時~15時

場所:鳥取市 B&G 海洋センター

対象:鳥取市内在住の小学生・中学生

並びにその保護者

参加料:無料

《利用方法》

●事前に電話予約をする。

予約先:鳥取市 B&G 海洋センター

(0857-28-5259)

※濡れてもよい格好・履物(ウインドブレーカー等防寒着)、着替えを用意する。

※荒天時は中止する場合があります。



テニス場無料開放

日時:令和4年11月3日(木)~6日(日)

9時~17時

場所:千代及び城北テニス場

対象:小学生及び中学生並びにその保護者

利用料:無料

《利用方法》

1.事前に予約をする。

予約先:鳥取市武道館(0857-26-8038)

2.事前予約後は当日の使用前までに申込書を提出する。

※管理者が指定したコートを使用すること

※無料開放時間は、1グループ2時間までとする

※使用後は、コートの整備(ならし)を行うこと

※小学生は、保護者同伴での利用とする



鳥取市弓道場無料教室

日時:令和4年11月3日(木)、4日(金)

10時~15時

場所:鳥取市弓道場(11月3日は遠的場を使用予定)

対象:小学生(5年生以上)及び中学生

受講料:無料

《利用方法》

1.事前に予約をする。

予約先:鳥取市弓道場(0857-30-7100)

電話受付 平日のみ10時~18時

2.当日に申込書の記入をする。

※指導時間は、30分程度

※小学生は、保護者同伴での利用とする



家庭や地域でのふれあいの機会にしてください。

バウンスポール体験学習会

日時:令和4年11月4日(金) 9時~12時
場所:国府町体育館
内容:バウンスポールをゲーム方式で体験する。
1チーム3人でプレー(保護者を含む3人以上で
申込み)
対象:市内在住の小学生(3年生以上)・中学生並びに
その保護者
持ち物等:運動ができる服装、体育館シューズ
参加料:無料
≪利用方法≫
●事前に申込みをする。
※申込書および詳細はこちら 
問合先:東部地区バウンスポール協会会長
TEL:090-4690-6925(轟 義友)

秋の1日図書館員

日時:令和4年11月4日(金) 10時~12時
場所:鳥取市立中央図書館多目的ホール
対象:小学校4年生以上
定員:6名 ※抽選(10月23日締切、当選者には個別
に連絡有り)
申込先:鳥取市立中央図書館
(TEL:0857-27-5182 FAX:0857-27-5192)

とっとりのお宝おひろめ ~鳥取県の指定文化財~

日時:令和4年11月3日(木)~12月11日(日)
9時~17時
場所:鳥取市歴史博物館(やまびこ館)1階特別展示室
内容:令和3年度に新規指定された鳥取県指定文化財
を紹介
観覧料:無料 (TEL:0857-23-2140)

鳥取市水道復興100周年展 (旧美敷水源地水道施設復興100周年)

日時:①令和4年10月22日(土)~11月27日(日)
②令和4年11月 3日(木)~12月11日(日)
9時~17時(入館は16時30分まで)
場所:①仁風閣(TEL:0857-26-3595)
②鳥取市歴史博物館(やまびこ館)
(TEL:0857-23-2140)
内容:大正時代の大水害から復興した国指定重要文化
財「旧美敷水源地水道施設」を紹介
観覧料:無料(入館料は必要)

皆既月食学習会

11月8日(火)に

皆既月食(18時9分~21時49分)が起きます

日時:令和4年11月3日(木・祝)~11月6日(日)
15時~15時40分
場所:さじアストロパーク・佐治天文台会議室
内容:皆既月食が起こる仕組みや観察方法を学ぶ。
参加料:一般(高校生以上)300円(入館料として)
小中学生無料
≪利用方法≫
●事前に予約をする。
予約先:さじアストロパーク(0858-89-1011)



びっくい!サイエンスショー

日時:令和4年11月4日(金) 10時30分~12時
場所:鳥取市立気高図書館
対象:小学校4年生以上
定員:先着6名
申込先:鳥取市立気高図書館
(TEL:0857-37-6036 FAX:0857-37-6037)



鳥取城大手門復元 よもやまばなし

日時:令和4年11月6日(日) 14時~15時
場所:仁風閣1階(TEL:0857-26-3595)
内容:鳥取城表門復元の裏話や現在着手に向けて
準備中の櫓門のプロジェクトについて、現場
監督がたくさんの写真とともに報告
対象:一般(当日先着30名)
参加料:無料(入館料は必要)



郷土のカメラマンによる写真展 2022

日時:令和4年11月3日(木)~27日(日)
9時~17時(入館は16時30分まで)
場所:鳥取市あおや郷土館(0857-85-2351)
内容:「大好き!」をテーマにした写真作品を展示
観覧料:無料



4館連携スタンプラリー

日時:令和4年9月10日(土)~12月11日(日)
場所:鳥取市歴史博物館、仁風閣、
因幡万葉歴史館、高砂屋
内容:4施設をめぐると景品が当たるガラポンができる
参加料:無料(先着500名)



11月4日(金) 体験的学習活動等休業日のイベント紹介 Part2

鳥取市教育委員会

本休業日にかかわる本市のイベント等について追加でご紹介します。

子どもたちが家庭や地域で多様な体験活動等を行う機会としてぜひご活用ください。



日本遺産・麒麟獅子舞フェスタ 2022

日時: 令和4年11月6日(日)

10時~16時30分

場所: とりぎん文化会館

小ホール・フリースペース・展示室



内容: 鳥取県東部・兵庫県北但西部の各地域に伝わる麒麟獅子が一堂に会するイベント。(麒麟獅子舞についてのパネルディスカッションや舞の披露、輪投げやヨーヨーなどのこども縁日、マルシェ)

入場料: 無料

問合せ先: 鳥取市役所本庁舎文化交流課(34番窓口)

TEL: 0857-30-8021

実行委員会事務局

TEL: 090-3375-0191(山本)

ジオと学びと遊びと再発見

日時: 令和4年11月5日(土)・6日(日)

10時~12時

場所: 鳥取砂丘ビジターセンター屋外休憩スペース

(集合・受付 9時30分~9時45分)

内容: 鳥取砂丘というジオパークフィールドの中で砂丘について学び、大自然を活かした遊びを満喫して、新たな再発見ができる体験をする。

対象: 小学生と保護者(必ず保護者同伴)

持ち物等: 運動ができる服装、運動靴、飲み物など

参加料: 一人あたり500円(事前申し込みが必要)

問合せ先: 株式会社 Casting net

TEL: 0857-30-1991(担当: 前田)

※砂丘会館食堂で使える

食事券のプレゼントあり!

白兔エリア クイズ de スタンプラリー

日時: 令和4年7月22日(金)~11月30日(水)

内容: 4カ所のスタンプ設置場所でスタンプを押印して応募すると、Nintendo Switch や鳥取県の特産品が当たる。

※期間中お一人様何回でも応募できます!

《スタンプ設置場所》

①道の駅「神話の里 白うさぎ」

(※台紙が置いてあります。)

②白兔の丘

③気多ノ前遊歩道 東屋

④白兔神社



問合せ先: NPO 法人 鳥取県地域観光推進研究所

TEL: 0857-30-6412

砂丘いきもの探偵団 中級編

日時: 令和4年11月6日(日)

9時30分~12時30分

場所: 鳥取砂丘ビジターセンター

対象: 小学生~大人(中学生以下保護者同伴)

定員: 10組(先着順・要予約 1組5名まで)

持ち物: 筆記用具、水筒、帽子、タオル、雨がっぱ、長靴、カメラ

参加費: 無料

《利用方法》

●事前に予約をする。

※10月8日より、ホームページか電話で受付開始

予約先: 鳥取砂丘ビジターセンター

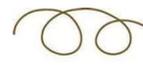
TEL: 0857-22-0021 9時~17時



家庭や地域での
ふれあいの機会にご活用ください。



安蔵森林公園「秋の収穫祭」



日時:令和4年11月5日(土)・6日(日) 8時~14時30分(雨天決行)

場所・問合先:安蔵森林公園

TEL:0857-56-0888

**とれたて
直行市場**
野菜等の販売

**新米1合
プレゼント**
5日(土)100名
6日(日)200名

テント体験会
ブランド「スノーピーク」の
テント体験

レストラン
ジンギスカン等

クイズ選手権
6日(日)のみ

「AZO」里山ピザ
5日(土)
のみ

焼き芋づくり体験
6日(日)のみ

森のトレッキング
6日(日)
のみ

令和4年11月5日(土)のみ 11時集合

内容:ピザづくり体験

対象:小学生以上の親子(孫・甥・姪の関係も可)

定員:20名

参加費:1名1,000円

(ガイド代、ピザ代、保険代、小冊子代)

《利用方法》

●事前にメールにて①~④を明記して申込をする。

①代表者の氏名・フリガナ

②生年月日

③住所・昼間連絡が取れる電話番号

④同伴者名(全員分の氏名・フリガナ・生年月日)

【メールアドレス】info@azo-forestpark.com

※申込締切:10月25日必着

令和4年11月6日(日)のみ

1回目:9時集合

2回目:12時集合

対象:小学生以上で2時間程度森の中を歩ける方

定員:各回10名

※事前申込・参加費が必要

※詳しくは問合先(安蔵森林公園)にお問合せ
ください。



親子で遊ぶ文化の日

日時:令和4年11月3日(木) 10時~15時

場所:鳥取市国府町「万葉の館」

問合先:万葉グルメウォーキング大会実行委員会

TEL:0857-26-2844

親子で
そばづくり
(500円)

人力車
乗車体験
(500円)

ダーツで
的あて

似顔絵
コーナー
(1,000円)

キッチンカーの
マルシェ

ホールインワン
ゲーム



5色百人一首
万葉かるた
大会
(小学生)



鳥取市立学校関係における新型コロナウイルス感染症状況（10月） R4.10.24 現在

学校名	児童クラブ名	①・・・全校臨時休業(放課後児童クラブの臨時閉所を含む)、①▲・・・学年閉鎖、①▽・・・学級閉鎖、●・・・放課後児童クラブ臨時閉所 ・・・クラスター認定																								備 考
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
1	スポーツ大会	■	■	■	■																					中学校東部地区新人大会 (バスケットボール)
2	東中学校														■	■	①▽再開									1年1組学級閉鎖
3	南中学校														■	■	①▽②▽再開									3年2組学級閉鎖
																				①▽再開						3年1組学級閉鎖
4	河原第一小学校																			①▲	②▲再開					2年学年閉鎖
5	散岐小学校																				①▲再開					2年学年閉鎖
臨時休業等実施校数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	2	0	0	0	0	

南中学校制服変更について

10月定例教育委員会資料
令和4年10月25日
学校教育課（安本）

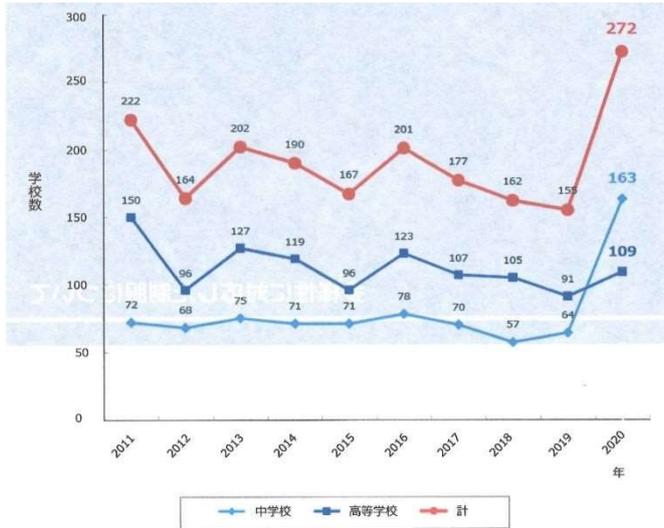
<ねらい>

- ・自分の個性を大事にして生きる生徒を育成するため。性差で限定された制服ではなく、自分で望ましいものを選びやすい制服に変更する。

<改善していきたい点>

- ・LGBTQなど、性に悩む生徒へ対応していくため。
- ・ブレザータイプなどに変更することで、性差がつきにくい制服にする。
- ・スラックス、スカートを選択して着用できる制服にする。

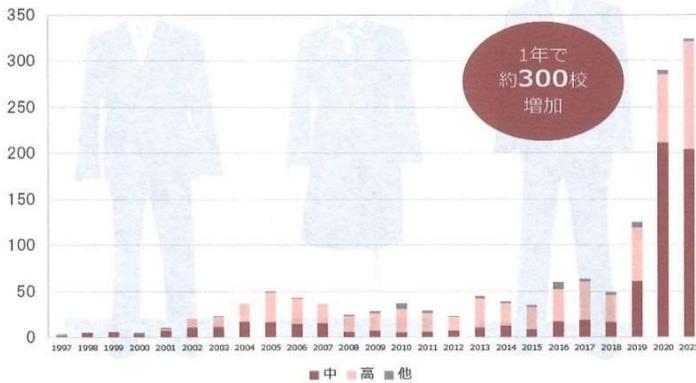
<モデルチェンジの推移>



<見本>



<女子スラックス導入の推移>



- 【南中学校の校則変更について】**
- ・季節による、制服移行期間の撤廃。
 - ・女子生徒の黒タイツ着用可。
 - ・日焼け止めクリームの持参可。
 - ・女子靴下の長さ変更。

男子	冬服	夏服	合計	女子	冬服	夏服	合計
学生服（詰襟）	26,180～ 38,800			セーラー	18,100～ 21,500		
ズボン	11,000	7,000		ベスト		8,150	
カッターシャツ	2,900	2,900		ブラウス	2,550	2,350	
合計	40,800～ 52,800	9,900	50,700～ 62,700	スカート	16,600	13,300	
				白タイ	590		
				合計	37,840～ 41,240	23,800	61,640 65,040

令和5年度新入生より南中学校の制服が変わります！

WINTER STYLE



SUMMER STYLE

スクールカラー「エンジ」: 誇りと愛校心を育む



新制服にも「鳥取南中学校らしさ」を表現！

貴校のスクールカラーであり、地域のみなさまにも親しみのある色「エンジ」のデザインを取り入れることで、「鳥取南中学校らしさ」を表現。貴校の生徒であるという誇りと愛校心を育みます。

ご注目ポイント



上襟パイピング
上襟にエンジのパイピングを付けることで貴校だけのオリジナル感を高めたデザインです。



オリジナルワッパン・ボタン
知的さを表すペンや本をデザインし、多くのことを学び吸収してほしいとの思いを表現しました。



ネクタイ&リボン柄
最も視線の集まる首元にエンジを大胆につかひ印象UP！ストライプの柄の出方を工夫しました。



ボトム柄(冬夏共通柄)
グレーをベースに、エンジのラインを取り入れたチェック柄です。スラックスとスカートの共通柄のためジェンダーレスにも配慮しています。



オリジナル刺しゅう(ポロシャツ)
左袖に校章デザインの刺しゅう入り。夏服でも貴校の生徒であることが一目わかります。



別布切替(ポロシャツ)
襟裏にエンジのチェック柄素材を使用しています。デザイン性だけでなく、汚れが目立ちにくくなっています。

価格

	品名	税込み価格
必須	① 男女兼用ブレザー	¥19,690-
必須	② 男女兼用半袖ポロシャツ	¥4,290-
選択できます	③ スラックス	¥10,450-
	④ スカート	¥12,980-
選択できます	⑤ キュロット	¥13,860-
	⑥ ネクタイ	¥2,200-
	⑦ リボン	¥1,870-

【選択例1】	①+②+③+⑥	¥36,630-
【選択例2】	①+②+④+⑦	¥38,830-

※中心のサイズで、一般的に購入される商品のみ記載しています。



ブレザー素材

おさがりしても安心！超・高耐久！

学生服史上
最高の丈夫さ！



毛30% ポリエステル45% ナイロン25%

- 学生服史上最高の摩耗強度
一般衣料の10倍の耐久性を実現！
- カバン等で知られる「コーデュラ®ナイロン」使用
- 家庭で丸洗いでできていつも清潔
- 撥水加工付きでお手入れ簡単
- ストレッチ8%で快適
- 裏地：菌の繁殖を抑え、汗のおいを防ぐ



耐久性の検証動画
スマホでTry it!



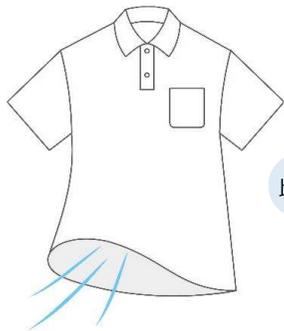
ポロシャツ素材

業界No.1！圧倒的な透け防！

夏場の気になる
透けも安心！



ポリエステル85% 綿15%



- アイロン掛け不要
- 夜洗って朝には乾く速乾性
- ぐんぐん伸びるストレッチ
- 生徒様も安心の透け防止
- UVカット99.7%

比較

透けやすいカードを下に置いて比較



従来の透け防止素材



MIENNE



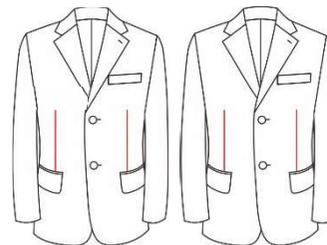
シルエットの工夫

兄妹間での
おさがりなら
便利ね！



兼用シルエット (同一シルエット)

シルエットが同じなので、性別の境なく、すべての生徒がストレスなく着用できます！



I型ブレザー

II型ブレザー

ポイント



兼用ブレザーで
兄妹間でのおさがりもOK！

兼用アイテムは、兄弟姉妹間でのおさがりにも対応できるため経済的です。



前合わせの工夫

左利きの
生徒にも
使いやすい！



左前仕様

右前仕様

自由に
前合わせを
変更できる！

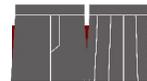
前合わせを選択できる！

右前・左前の両方にボタンを通すボタン穴をあけています。自分の「心地良い」と感じる前合わせを選択することができます！

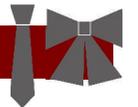


ボタンにも工夫があります！

簡単にボタンの付け替えができるように通常の縫い付け式ではなく、チェンジ式を採用！ワンタッチで付け替えることができます！



選べるアイテム



自分が「着たい！」と思うアイテムを選択できる！

自分の気持ち・体型にあったアイテムを選択できます！



男子体型にあわせた
スラックス

女子体型にあわせた
スラックス

スカート

キュロット

ネクタイ

リボン